

レッドデータブックから④ 安曇野の重要な自然環境

市の植物

安曇野市は標高差約2,500mあります。シダ類・花の咲く植物が約2,500種余り生育しています。安曇野市は内陸で海岸から離れているため海岸性の種類はありません。

高山帯 (2,400m以上)、亜高山帯 (1,600～2,400m)、山地帯 (700～1,600m)、山麓・平野部 (700m未満)、河川・水辺 (標高では区分しない) には、その環境に適した植物が生育しています。高山植物のハイマツやコマクサを水田や畑で見かけることは絶対ありません。

安曇野市では、絶滅32種、準絶滅危惧Ⅰ類95種、絶滅危惧Ⅱ類92種、準絶滅危惧104種、情報不足19種、計342種が選定されました。

人間の活動の拡大 (さまざまな開発) や縮小 (里山の手入れの放棄)、採取や水質や土壌の汚染、外来植物の増加により、山地帯、山麓・平野部、河川・水辺の在来植物が減少しています。

(環境審議会委員 飯沼冬彦さん)



キキョウ
(キキョウ科)

安曇野市では絶滅危惧Ⅱ類に選定。日当たりのよい草原に生育します。

4月の納期

- 固定資産税 (1期)
- 後期高齢者医療保険料 (1期)
- 介護保険料 (4月分)
- 水道料金 (穂高・三郷地域)
- 下水道使用料 (豊科・堀金・明科地域)
- 霊園管理料 (1期)

=納期限は4月30日(木)=

環境

「安曇野環境フェア2015」
実行委員の募集

環境課環境政策係
(TEL 82・3131(代) FAX 82・6622)

市と安曇野環境市民ネットワークでは、環境にかかわる、さまざまな情報を発信し、保全に向けた活動を紹介する「安曇野環境フェア2015」を10月(予定)に開催します。このフェアの運営に携わる実行委員を募集します。



昨年環境フェアの様子

●**応募資格** 環境活動に関心のある人

●**応募方法** 環境課へ電話でお申し込みください。

●**その他** 手当の支給はありません。開催まで毎月1回程度の実行委員会を予定しています。

【お詫びと訂正】
広報あづみの4月8日発行(2015号) 6ページ 自転車の通行方法見出し【誤】「自転車も左側を左周りに」【正】「自転車も左側を右周りに」お詫びして訂正いたします。

測定結果 3月分の空間放射線量

いずれの地点においても健康に影響のない値でした。詳しくは市ホームページまたは担当課までお問い合わせください。

環境課環境保全担当(TEL 82・3131(代) FAX 82・6622)

測定地点	(マイクロシーベルト/時間)			
	3/2(月)	3/9(月)	3/16(月)	3/30(月)
穂高庁舎	0.1	0.09	0.1	0.1

自然エネルギーや資源を有効活用しませんか

市では、自然エネルギーの活用やごみの再資源化に係る機器等を設置される人に以下の補助金を交付し、地球温暖化対策や資源の有効利用を推進しています。予算に限りがありますので、設置を希望される人は各窓口へお早めにお申し込みください。

環境課環境政策係 (TEL 82・3131(代) FAX 82・6622)

廃棄物対策課廃棄物対策担当 (TEL 82・3131(代) FAX 82・6622)

●補助制度一覧

①住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金 ※着工の2週間前に申請が必要です。

申請者本人が住む市内の住宅に「住宅用太陽熱高度利用システム」を設置する人に対して補助金を交付

対象となる機器	住宅の屋根に設置する、不凍液などを強制的に循環する太陽熱集熱器と、集めた熱エネルギーを貯蔵する蓄熱槽によって構成される給湯・冷暖房用のソーラーシステムを有するもの		
補助率・補助限度額	太陽熱高度利用システムおよび当該設備の設置に要する経費の5分の1 限度額/40,000円		
申請に必要なもの	●補助金交付申請書	●対象システムの見積書	●設置予定箇所の位置図
	●設置予定箇所の写真	●納税状況等確認同意書	

②住宅用太陽光発電システム設置補助金 ※着工の2週間前に申請が必要です。

申請者本人が住む市内の住宅に「住宅用太陽光発電システム」を設置する人に対して補助金を交付

補助率・補助限度額	太陽電池1㎡あたり3万円 限度額/120,000円		
申請に必要なもの	●補助金交付申請書	●対象システムの見積書	●設置予定箇所の位置図
	●設置予定箇所の写真	●納税状況等確認同意書	

環境課環境保全担当 (TEL 82・3131(代) FAX 82・6622)

③住宅用雨水貯留施設設置補助金 ※着工の2週間前に申請が必要です。

申請者本人が住む市内の住宅に「雨水貯留施設」を設置する人に対して補助金を交付

対象となる機器	貯留するための構造をもった施設で、住宅の雨どい等に接続し架台等に固定するもの		
補助率・補助限度額	① 100㎡以上 500㎡未満 費用の2分の1 限度額/1基25,000円	② 500㎡以上 費用の2分の1 限度額/1基50,000円	③ 合併浄化槽等から転用するもの 費用の2分の1 限度額/50,000円
申請に必要なもの	●補助金交付申請書	●対象施設の見積書	●設置予定箇所の位置図
	●設置予定箇所の写真	●納税状況等確認同意書	

環境課環境保全担当 (TEL 82・3131(代) FAX 82・6622)

④生ごみ処理機器等購入費補助金 ※生ごみ処理機器の補助を受けた人の再申請は5年経過後に可能となります。

市内の一般家庭や店舗・事業所が購入する生ごみを堆肥化処理する機器と、せん定枝等粉碎機の購入に対して補助金を交付

対象となる機器	生ごみ処理機器※		ボカシ容器・コンポスト	せん定枝等粉碎機
補助率・補助限度額	①処理量5㎏未満/日 購入費の2分の1 限度額/30,000円	②処理量5㎏以上/日 購入費の2分の1 限度額/100,000円	購入費の3分の2 限度額/3,000円	購入費の2分の1 限度額/10,000円
申請に必要なもの	●補助金交付申請書 ●納税状況等確認同意書		●機種名が明示された領収書 (購入後1年以内) ●写真 (本体・設置状況の各1枚)	

廃棄物対策課廃棄物対策担当 (TEL 82・3131(代) FAX 82・6622)